

京都帝國大學經濟學部內 東亞經濟研究所

東亞經濟叢論

第壹卷 第壹號

昭和十六年二月

創刊號

宋金貿易に於ける茶錢及び絹について……………	文學博士加藤 繁
中國金融の特殊性……………	經濟學博士小島昌太郎
支那農村の包稅制度に就いて……………	經濟學博士八木芳之助
現代支那社會論……………	文學士小竹文夫
支那に於ける米の流通機構と其の流通費用……………	經濟學士天野元之助
墨家の經濟思想……………	經濟學士穗積文雄
領用制の進展……………	經濟學士德永清行
東亞食糧問題と食糧慣習……………	經濟學士大上末廣
買辦制度……………	經濟學士鈴木総一郎
支那に於ける教會の社會性……………	經濟學士澤崎堅造
支那紡績業に於ける勞働請負制度……………	經濟學士岡部利良
中國に於ける聯合準備制度について……………	經濟學士熊本吉郎
佛領印度支那の財政……………	經濟學士島本 融
東亞廣域經濟の貿易政策……………	經濟學博士谷口吉彦

書肆 有斐閣 發賣

(禁轉載)

支那に於ける米の流通機構と其の流通費用

——支那農業經濟論の一齣——

天野元之助

目次

はし かき

一米の流通機構

二米の流通費用

は し が き

一體、農民が生産物を手離す値段なるものは、其の市況による價格の相違はあるが、それが中心市場乃至消費者の手に達するまでには、普通幾重もの商人・運輸業者・倉庫業者等を経て、利潤・口錢・運賃・勞賃・倉敷料其の他の諸掛かり並びに税捐のために、多く極度まで引き下げられ、農民の手取り額は、市況呆滞の時には、往々生産費をさへ償はしめない。ここに私は、代表的商品として、米穀の流通機構並びに其の費用を取り上げやう。

支那に於ける米の流通機構と其の流通費用

第一卷 九五 第二號 九五

蓋し米穀の生産者より消費者への流通機構こそは、支那社會の自生的な商業組織を如實に示すものであり、其の諸費用も亦、他の各種商品に多く見られ、以て一般農産物の流通上のタイプをも爲して居るからである。

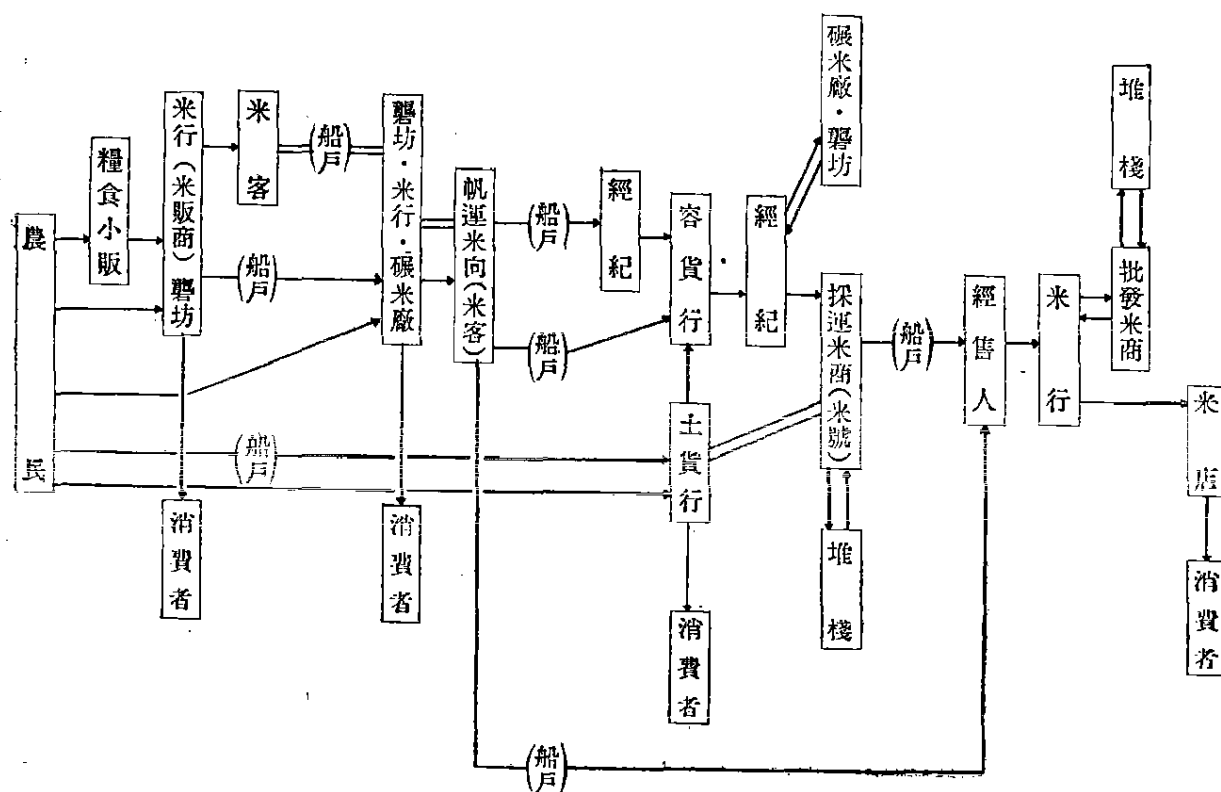
一 米の流通機構

農村で賣り出される米穀には、地主のものと農民のものに、大別されやう。地主は、多く市鎮でコンファレン糶坊を開設し、小作人より徴した租米等を納め、之を脱穀或ひは精米して、其の地で又は他地まで搬んで販賣する。従つて地主の販賣米は、多く農民のそれより簡單だから、茲では農民のそれに就いて述べやう。

原始市場の米業

糧食小販と郷貨行 長江流域一帯の水田地帯では、均しく労働集約的經營が行はれ、零細農が多數を占め、彼らの販賣米は、收穫後の餘剩米か乃至は差し迫つた必要から手離す飯米である。従つて其の數量も多くない爲、市鎮に遠いところでは、郷村を廻りあるく糧食小販に賣られる。此の小販は、農民から一定數量を買ひ集めると、之を市鎮の米行・糶坊に轉賣する。斯かる事情は、江西・安徽の内地では、普通見られるところである。

(例) 江西省では、農民手中の米穀は、大體「小販」によつて外に出される。此の小販の數は、非常に多く、凡そ城市より稍々遠い區域は、すなはち彼らの活動場所である。彼らは、その資本が少なく、其の買手が精明強幹な商人であり、且つ中間に牙行等の收取を受ける爲に、農民の販賣價格を恣に押し下げ、或ひは成色を挑剔し、或ひは不正の秤秤を使用し、時にはほんの一部分現金を渡し大部分を後拂にする等のことは、常に見られる事である。(社會經濟調査所『江西糧食調査』民國二十四



安徽米の流通経路圖

支那に於ける米の流通機構と米の流通費用

年四月)

安徽省でも、例へば合肥・舒城の郷村では、「市鎮に近接せる」農家は直接搬出して市鎮の米販商に賣るが（合肥では一人一石位、市鎮から比較的遠隔の地に居る者、或ひは搬出能力の無い有は、田舎廻りの小米販に賣り渡す。小米販は土車（積載約一、小舟・人畜の脊によつて、市鎮の米販商まで搬んで之を轉賣する。此の種の小米販は、多く半農・半商的性質をもつた者で、農繁期には専ら耕作に従事し、農閑期になると小資本の米穀賣買を行ふ。其の郷村での購入數量は、多くて七、八擔、少なくて三、四擔（一擔は百斤）であり、其の利益は、市況の良好なときは、糯米にして一石（以下支那石とす）一元餘り、少ないときは四、五角、普通六、七角である。勿論彼らの取り扱ふものは、多く穀米だから、其の利益は大體半分になる譯である。（林熙春「糧食問題嚴重化中米糧成本加重過程之研究」『中山文化教育館季刊』第二卷第四期、民國二十四年十月）

併し江蘇（南部）や浙江等では、交通が發達し人口が稠密し市集の分布が多い爲、糧食小販は比較的少なく、此處では直接、郷鎮或ひは市鎮の米行に賣られる。

（例）江蘇無錫の郷村では、農民達はその餘米を數石乃至數十石麻袋に詰め、共同して船を雇ひ、數人乃至十數人が乗り込む。船が無錫に着けば、直ちに船戸は平素から取引のある土貨行（郷貨行）を、彼らに紹介し、土貨行より「津貼」を受ける。土貨行は、乗船せる農民と直接値段を交渉し、取引が成立すれば、米行の斛司の手で、米が斛られる。郷貨（土貨）をはかる斛は、大きく、且つ其の手を弄して思ひのまゝに斛るから、農民の損失は甚だ大きいし、其の決定價格も、農民が利に鈍いのに乗じて買ひ叩く。貨物の陸揚げが完了すれば、代金の授受があるが、其の際には六厘を割引して、代金の「九八四」（九割八分四厘）を渡す。

これは、農民が無錫に搬んだことであるが、無錫縣内十四ヶ所の小鎮に郷貨行五十六軒が存するので、農民は穀米を肩に挑いで小鎮に赴き、郷貨行に賣却する。其の賣價は、城區に比して一石につき約一角乃至二角方低く、且つ斛が大きい。

また農民に現金を支拂ふ際にも、上記同様「九八四扣」(六厘引き)である。(社會經濟調査所「無錫米市調査」『社會經濟月報』第三卷第七期、民國二十五年七月)

市鎮の米販商 斯うした市鎮の米販商は、多く米行兼糶坊か、また糶坊であつて、買ひ入れた粳を一部は脱穀・精米して再び農民に賣り、とりわけ出廻期の安値と端境期の高値の鞘を利用して厚利を圖ると共に、大部分は城鎮に搬出して、其の地の「米行」を通じて販賣する。また單に「行佣」を徴して買ひに來た米客と農民乃至米販との交易を斡旋する米行もある。斯かる場合には、米客は購入した米穀を、自ら船を雇つて搬運する譯である。

(例) 安徽六安の雙河鎮の米行は、糶坊を兼ねるが、其の性質は仲介人である。賣手は地方の農民か、米販であり、買手は桃溪・三河二鎮の米客(米行兼糶坊が多い)である。匪害を受ける以前には、本鎮の米行は、自ら米穀を移出したが、今日では移出能力をもたず、僅かに「代客買賣」を爲すに過ぎない。(交通大學研究所吳正『皖中稻米產銷之調査』民國二十五年六月)

地方市場の米業

城鎮の米行と帆運米商 上記の米販商或ひは米客の米穀は、城鎮の「米市」に集まつて來る。即ち江蘇省で云へば、常熟・江陰・宜興、安徽省では三河鎮・無爲・宣城、江西省では樟樹鎮・臨川・吉安・贛縣、浙江省では嘉興等の如き地方集散市場を云ふ。斯うした米市には、スケールこそ小さいが、米行・糶坊・碾米廠等一通りの米業機關が備はつて居る。

支那に於ける米の流通機構と其の流通費用

支那に於ける米の流通機構と其の流通費用

安徽地方市場に於ける中位米行の規模表

種別	三河鎮	宣城	無爲
米行	二〇月	一五戸	一四戸
資本額	五、〇〇〇元	一、〇〇〇元	一、〇〇〇元
職工數	八人	八人	八人
年營業數量	二〇、〇〇〇石	六、〇〇〇石	一〇、〇〇〇石
年營業費用	〇・一六元	〇・一六元	〇・一七元
年經營費	二、〇〇〇元	二、〇〇〇元	五〇〇石
年經營稅費(年)	四〇元	四〇元	七〇元
年營業稅(年)	一〇一八元	三二元	一・三元
捐稅			
其の他稅捐(月)			

備考 朱孔甫「安徽米業調査」『社會經濟月報』第四卷第三期及び第五期、民國二十六年三月及び五月。宣城の米行は均しく米店を兼ね、また雜貨・礱坊を兼營し、及び自ら販運するものが半數にのぼつて居る。

安徽地方市場に於ける中位の礱坊及び礱米廠規模表

種別	宣城(礱坊)	宣城(礱米廠)	無爲(礱米廠)
軒數	二〇戸	四戸	
設備	木礱石臼	モーター米屏	二十馬力米屏二個
資本額	三、〇〇〇元	五、〇〇〇元	二、〇〇〇元
年營業數量	二、〇〇〇擔	五、〇〇〇擔	六、〇〇〇石
年經營費	七〇〇元	二、〇〇〇元	

第一卷 一〇〇 第二號 一〇〇

尤もこれらの諸機關は、社會的分業が確立せず、米行が礱坊・礱米廠を兼ね、また米號でもある。而して米行は、米穀の賣方たる米販商や農戸と、買方として來てゐる帆運米商(米客)等との間にあつて、中間斡旋即ち「代客買賣」を營み、また資本の雄厚なものは、自ら買ひ入れて之を中心市場へ搬運する。此の場合には、米行自身が帆運米商となる。即ち帆運米商(帆船運搬米穀商)には、上記の米行が兼營する外、礱坊又は船戸の兼營するものと、糧食販運專業者が居る。礱坊の兼營するものは、大概大きな地主の經營する礱坊が、其の小作米や農家・米販からの購入米(粃)を脱穀して販運するもので、帆運米商中重要地位を占めて居る。また船戸の中には、俗に「自買頭」として自ら米穀を購入・販運するものがあ

備考 『安徽米業調査』

職工數	一日の精米量	精白米	白粗糠	白粉糠	合歩米
二人	六石	六〇斤	三〇斤	六斤	二斤
三人	八〇石	一五〇斤	八六斤	八斤	四斤
二人	八〇%	一二%	二%		

種の商人は、一定の營業場所をもたず、營業時期も不定にして、營業範圍も別に米穀に限つた譯ではない。利のあるところに買ひ出て、商行爲をなす者である。

(註) 帆運米商が船戸に輸送を依頼する場合には、普通「船行」を通過する。船行も亦、縣政府より「牙帖」を領得して、始めて營業が認められる。一體、船戸自身は日常各地を往來して居るので、船行と熟懇の間柄であり、それと直接關係の無い米商は、船行の紹介・保證を得て、始めて船戸に輸送を委託する。これに對し、船行は運賃の一二%の行併を受けるのである。

(林熙春・孫曉村『蕪湖米市調査』民國二十四年五月)

船戸 而して地方市場より中心市場(例へば江蘇では無錫・南京、安徽では蕪湖、江西では南昌、湖南では長沙、湖北では漢口)への輸送に當たるものは、帆船を所有し運輸する船戸にして、貨物の輸送に際し、荷主の乗船する場合もあるが、また荷主が米行を指定し船戸に代賣させることが多い。即ち斯かる販賣の委託は、通常次の如くに行はれる。荷主たる帆運米商は、船戸に對し豫めどの價格なら賣る、どの價格ならどうすると定めて置く。若し指圖地に到着して後、市況が豫想と著しく反する場合には、船戸は荷主に對し書信を以て處置方を詢ね

支那に於ける米の流通機構と其の流通費用

る。此の場合、積荷は船に四、五日或ひは一週間位保存して置くが、運賃は増額されない。若し其の地の相場に荷主が満足せぬ場合には、更に他地に輸送を指圖せられる。其の場合には、運賃が加徴される譯である。因みに委託運送販賣の場合には、規定運賃の外に、積載米一百石に對し四、五石位の額外の米穀が船戸の手に歸する（三河鎮の米商が蕪湖向貨物を船戸に委託した場合）。右は、正規の所得ではあるが、船戸はまた輸送中に「偷漏」を働（三河の斛が蕪湖の斛より大きい爲——孫曉村君）。米行が船戸に媚びて、荷主の犠牲に於いて「清單」に實際額より少なく認めて、其の差額を贈賄することもある。

（註）船戸が米穀を偷むことは、俗語にも「干關易過、木關（民船を指す）難逃」とある如く、全く公然の秘密であり、麻袋米なら多く鐵製の手鏟（シャベル）を挿し込み、一袋（一石）から二升位偷む。而もハッキリした裂痕を残さず、各袋とも均等にやるから、輕重によつては容易に發見されぬ（曲直生・韓德章「浙西農產貿易的幾個實例」『社會科學雜誌』第三卷第四期、民國二十一年十二月）。また散船（はうせん）の場合には、適當に盗み出して之を賣り、碎米や糠を混ぜ、甚だしきは水や土砂を撈せて、不足額を補ふので、例へば三河鎮・蕪湖間五百三十支里（五晝夜）の輸送中、荷主は百石の米に對して常に二、三石を失ふと稱せられる。尤も船戸としても、一石當り規定運賃として三角四分乃至三角八分を得て、途中の經過地や積卸地で徴收せられる種々の稅捐（公安局、駐守隊、保衛隊等の稅捐）や勒索（土地の地主がその中から出さねばならぬから、自然と自分の利益の爲に、斯かる弊弊に出る）を、その中から出さねばならぬから、自然と自分の利益の爲に、斯かる弊弊に出る。

こゝで、碼頭に集喰ふ流氓・地保等の所謂間諺階級の船戸乃至米客よりする種々の「陋規」の一端を示しておく。例へば蕪湖の碼頭では米船が着くと、河僮（水地保、りち）は船から六、七升（また、八升から）を要求し、香煙攤（碼頭の地廻りで香煙を賣る）は三升乃至五升を要求し、討米幫（碼頭）は一斗乃至三斗を要求し、乞丐や運搬人夫なども、約一斗を強要する（『蕪湖米市調査』）。

江蘇の鎮江の碼頭でも、米船がつき取引が成立して米を斛り始める時、水僧・香烟攤等が布を以てぞろ／＼船に上つて來て米をねだるので、船戸は通例彼らに五、六升を與へる。若し之を拒絶すると、彼らは黨を組んで船の上で怒鳴り散らし、仕事

の邪覺をする。また竊賊とぐるになつて、夜に入つて盗みを働く。此の外米船が岸に近づく時、「碼頭錢」を五角位納めねばならぬ。さうすると、江水が浅い時、代つて跳板を渡して呉れる。これも流氓がやる。斯かる連中は、全市の碼頭に散在し、その数は少なくない（孫曉村・羊翼成『鎮江米市調査』民國二十五年）。

南京の碼頭でも亦、河僧・地保・佚子等の間蕩階級が巢喰つて居て、米船が着くと、多くて四、五升、少なくて二、三升は要求する（林熙春・孫曉村・廖逢泰・王傑『南京糧食調査』民國二十四年二月）。

中心市場の米業

斯くして帆運米商によつて、米穀は中心市場へ搬ばれて来る。此の市場には、更に整備し且つ分化した米業機關が存在する。茲に先づ上記の米客や船戸が運輸米の販賣を委託する米行から述べる。

郷貨行 米行は、普通、郷貨行と客貨行とに分かれて居る。郷貨行は、縣政府から短期の「行帖」を領取して

始めて營業が許される。其の營業範圍は、近隣の農村から来る郷貨、それも米のみならず、麥・豆其の他雜穀を

蕪湖米業機關表（民國二十五年）

採運米商（米號）	二五軒
米行（江廣行）	五五
雜糧市米行（鐘頭行）	一三一
機米廠	八
磨坊	三四
倉庫（銀行經營）	二
合計	二五五

取り扱ひ、其の業務は「代客賣買」であるが、また磨坊を兼ね、自ら購入・精米して小賣を營むものもある。其の爲、數間の厰倉と晒場を有するを常とす。

（例）鎮江では、近隣の農民は、早朝米穀等を携へて、郷貨行に來る。そして店備へ付けの直徑四尺ばかりの竹製の「米籃」に、持參の糧米をいれ、店の前に列べて、自ら買手を待つ。そして買手と直接値段を交渉して、取引が成立すると、郷貨行は、それを斛ではかる。

備考 『上海大公報』民國二十五年四月十日

支那に於ける米の流通機構と其の流通費用

蕪湖北關に於ける鄉貨行(羅頭行)規模表

種別	大	中	小
貨物の來源	北三十支里以內		
資本額	三〇〇元	一〇〇元	五〇元
使用人數	三人	二人	二人
營業額	一〇、〇〇〇元	五、〇〇〇元	五〇〇元
行佣(毎元)		〇・二五元	
毎年經費	三、〇〇〇元	一、〇〇〇元	三〇〇元
税			
育嬰(月)		〇・二〇元	
房捐(月)		一・四〇元	
商團(月)		〇・〇六元	
公安(月)		〇・二〇元	
保甲(月)		〇・二〇元	
捐			

備考 「安徽米業調査」

は羅頭行(鄉貨行)に米價一元に對し米半升の行佣(内佣)を、買手はまた八十文の行佣(外佣)を払く。一方羅頭行では、粗茶・粗煙を出す。もし賣手が食事をする場合には、炊事道具及び薪炭を與へる、此の小市は、遅くとも午後一時頃には終はるので、賣手は残りの米穀を預けるか、乃至は價を貶して賣つてしまふ(『蕪湖米市調査』)。

客貨行 客貨行も亦、縣政府より「行帖」を領取し、米業(糧食業)公會に加入すれば、營業が認められるもので、普通階下に櫃枱(賑房)を設け、若干の斗斛と、磅秤の類を置き、二階の一部を客室とし、一部を商客及び店員の寢所としてゐる。客貨行の大きなものは、碾米廠を兼營する。其の本來の業務は、客に代つて賣買し、

これに對し、賣買双方が各々一石につき一角五分の佣金を出す。其の貨物は、鄉貨行が小車を雇つて、買手に届けると共に、貨物の代價を取り立て、佣金並びに九九二扣(八厘びき)の「行扣」を徴する。もし買手がつかぬと、農民は貨物を預け、翌日更に來て賣れるのを待つ。また値を下げて鄉貨行に賣るとか、値を定めて賣却を委託することもある。尙ほ鄉貨行は、此の種の業務の外に、賣手を米行(客貨行)に紹介したり、米行の委託を受けて買ひ集めたり、自ら糧食を集めて、米行に賣りに出ることもある(『鎮江米市調査』)。

上記鎮江では買手がつけば、鄉貨行が送り届けるが、蕪湖では賣手自ら之を届け、之に對し賣手

「行佣」をとるものである。併し大きな米行では、其の外、直接購買・囤積し、高値を待つて賣り出し、又は他埠へ轉運して、更に大きな利潤をあげんと試みる。また自ら棧房そうごを設け、糧食を抵當に資金の貸付又はその斡旋をする。

(註) 『無錫米市調査』によれば、米行が代客賣買によつて得る利益は、不法の收入を加へても、精々一石につき四、五角よせんに過ぎぬが、自買・囤積すれば、其の利益は往々一元乃至二元以上に達すると云ふ。

蕪湖に於ける米行(江廣行)規模表

種別	大	中	小
資本金	五、〇〇〇元	三、〇〇〇元	一、〇〇〇元
年營業量	二〇〇、〇〇〇石	一〇〇、〇〇〇石	五〇、〇〇〇石
職工人數	二〇人	一二人	九人
每年經費	五、〇〇〇元	三、〇〇〇元	二、〇〇〇元
行佣(石)	〇・四二五	〇・二二四	
一公安捐	〇・〇〇二	〇・〇〇一	
石育嬰捐	〇・〇〇一	〇・〇〇一	
當捐包	〇・〇三〇	〇・〇三〇	
り堆莊包	〇・〇〇一	〇・〇〇一	
營業斛力	〇・〇一三	〇・〇一三	
業斛力	〇・〇〇四	〇・〇〇四	
經回厘	〇・〇二〇	〇・〇二〇	
費同人薪	〇・〇一五	〇・〇一五	

支那に於ける米の流通機構と其の流通費用

(註) 茲に米行の業務を、より具體的に示しておく。例へば鎮江の米行に米客が投ずれば、米行は直ちに夥友たいていを米船に派して、見本を一升ばかりとらせる(「打樣」)。且つ米客に當地の市況を報告して、賣出値段を詢ね、見本を紙に包んで、上に行名・期日・數量を記し、「茶會」(糧食市場)へ赴いて買手をもとめる。そして米行と客との間に、値段がつけられる。其れが賣手の最低値段より下だと、米行は即時勝手に決定せないで、賣手に報告して決裁を求める。賣手がそれで満足すれば、買手は更に見本(「複樣」)を二升ばかり求め、それが先きの見本と一致すれば、始めて斛り始める。過斛・揚卸しは、すべて米行が責任を負ふ。賣手は

支那に於ける米の流通機構と其の流通費用

捐		稅
同人生活	〇・〇四〇	慈善(月)
領帖(五年)	二四〇・〇〇〇	南園(月)
帖稅(年)	二〇・〇〇〇	舖捐(月)
	三・〇〇一・五〇	
	一・二〇〇	
	〇・九〇〇・七〇	

備考 『安徽米業調査』

米行は品質・價格・條件等を聽いて茶會に赴き、買手の指定した品質・價格に應じて、買ひ入れにあたる。品と値とに適當なものがあれば、直ちに相手と交渉し、見本を持ち歸つて、買手に見せる。買手が氣に入れば、相手へ注文を發する。その手續は、上記と同様である。買手は品を納めてから、代金・行佣・雜費を米行に渡せば、米行は更に賣手に決すのである。

米行が「代客賣買」を行ふ時、正當の行佣や扣現の外に、「吃盤」・「銭盤」などの収益もある。吃盤は、市價が不振で販路が呆滞した場合、米行側では賣手の指値で買手を見つけ乍ら、賣手に指し値の引き下げを乞うて諒解を得、その鞘をとるを云ふ。銭盤は、米行が賣手の指し値以上に代賣し乍ら、それを賣手に報ぜず、指し値通りに價格を交付して、その鞘をとるを云ふ。斯うして得る所得が、却つて「行佣」より多額にのぼるときへ云はれる。尤も之とは逆に「貼佣」とて、時に賣買双方の値が近寄らないで互ひに譲らず、仕方なく米行が其の行佣の若干を思ひ切つて、買手又は賣手に補つて賣買を成功させることもある。

(孫曉村・羊翼成『鎮江米市調査』民國二十五年)。

なほ船荷が到着後、米客が至急清算を欲する場合、或ひは他商品の買入資金を必要とする場合、或ひは直ちに内地に歸つて引き續き搬運する爲に資金を必要とする場合に、市價の低落によつて賣却が不可能だと、貨物を抵押して米行から、乃至米行を通じて銀錢業者(銀行・錢莊)から借りる(此の場合、抵押物件の價值下がりによる損失は米行が負ひ、毎月の利息も米行が代納する)が、かゝる際に米行が無償で便宜を供與するとは考へられない。時には又、取引値段を短報した「空單」を出

第一卷 一〇六 第一號 一〇六

一石につき行佣一角五分と把驗(船からおろす)一分二厘、斛費三分を負擔し、買手は絞包(義持の口)三分、抗力(運送者)一分二厘を負擔する。米行は、そこで買手より代金を受け取り、行佣や各種支出を差し引き、「清單」(前記)を作り、殘額を賣手に交付する。その場合、米行は「扣現」(コウゲン)とて九九二扣にて現金を渡すのである。買手が店に來たときには、

し、船戸との間に六對四、或ひは七對三の割合で分け取ることもある（『南京糧食調査』）。

無錫の交易方法も、上記鎮江のそれと同様「茶會」で行はれるが、蕪湖では、河南碼頭堆棧の空地に、大きな見本臺（角テール）が配置され、早朝から米號・米行・米客が集まつて、米行を通じての取引が行はれる。取引が成立すると、午後に入つて開船・過船・打包・送棧等一切の手續が、米行によつて代辨せられ、それが完了すると、米號は「銀條」を出して米行に渡し、翌日現金に代へられて、米客に交付される。その際米行は賣手より手数料・諸掛（行佣・回號・稅捐・耐力等）として、一石につき四角二分五厘を徴する（『安徽米業調査』）。

米市の仲介人 また重要米市には、其の地特有の仲介人が居る。例へば無錫の經手（人）・坐門皮箱・流動皮箱、南京の上行、南昌の私牙人の如き皆然りで、其の多くは破産した米行業者や會つて米行の夥友たりし者にして、或ひは買手に對し米行を紹介し、或ひは賣手と米行との間に立つて斡旋し、以て手数料乃至手當を受けるものである。

（註）無錫の米市では、米客が米を搬んで來ると、川筋に出てゐる「經手」が之を待ち受けて、現在の米價及び市況を報告し、或ひは某々行・某々廠が買入の意思があるから紹介しやうと話し、相伴つて米行まで來り、取引の交渉をし、手数料として一擔につき一、二分、時には三分を受ける。これらの經手は、無錫米業界に於いて、従前従事員であり、米客・米行に熟練な者で、戦前百餘人も居つたと云ふ。更に米行と米行或ひは碾米廠・馨坊との間に、擔皮箱が居る。其の一種たる坐門皮箱は、多く米行と姻戚又は情誼關係のある「游手好閑之徒」にして、日常米行にブラ／＼出入し、賣買双方の間に立つて勸盤し、それが成立すれば、一石につき五厘の「勸盤津貼」を双方より受ける。また流動皮箱は、大抵以前米業を營んで居たが、失敗した輩で、平常は米行・米客・茶會の間を奔走し、市場相場を賣買双方に報告し、また中に立つて取引を紹介し、成立すれば、一石につき五厘の津貼を受ける。因みに腕ぎきの擔皮箱だと、年に三、四千元の收入があると云はれる（『無錫米市的

支那に於ける米の流通機構と其の流通費用

第一卷 一〇七 第一號 一〇七

透視」『上海大公報』民國二十六年三月三十日。されば、無錫では凡そ米糧の取引にあつては、多く皮箱の紹介或ひは勸盤を経るのであり、また皮箱の紹介を経て後、最後に勸盤せられて取引が成立するのが、普通である（『無錫米市調査』）。

南京の上行は上記、無錫の捐皮箱（上海亦然り）に該當するもので、自身は營業場所をもたず、普通四、五軒から十數軒の錢米舖の委託を受け、毎日早朝糧食碼頭の糧食商の聚まる處に赴き、到着したものゝ品質や相場を聴き込み、それを米店に報告する。若し米店が仕入を必要とする場合には、之に代つて仕入れを行ふ者で、毎月十元乃至三十元位の手數料を受ける（『南京糧食調査』）。

採運米商 次ぎに米行を通じて米穀を購入する主たるものは、採運米商（米號）である。これは、大消費市場（上海・廣東・寧波・天津等）の米商を代理して、米行の紹介によつて米糧を買ひ入れ、廻漕し以て「號佣」^{ハオコン}其他手續費を徴するものである。即ち米號へ電報或ひは書信が届いて、何種の米をいくらでどれだけ買へと通知があれば、米號は直ちに夥友^{てだい}を米市に派し、品を見させて約定し、米行に委託して過斛・絞包・出口等の手續をさせ、代金を支拂ふ。もし數量の不足其の他の原因で、一時に移出出来ぬときには、堆棧^{トイザン}（倉庫）に寄託する。また市價の低落に乗じて買入れて後、購入委託の通知があると、銘柄に合つたものを、其の時の市價に照して計算し、廻漕して利潤を稼ぐのである。

（例） 蕪湖の米號（採運米商）は、廣州幫・潮州幫・烟台幫・寧波幫・上海幫・天津幫より成り、彼らは多數の資本を擁して、米客より或ひは内地に赴いて米糧を購入し、倉庫に納め、時期を俟つて船（民船及び汽船）に積み、夫々中心市場に運銷するのであるが、其の地の米業者との關係は、大體代理購入か、或ひは直接賣却かである（『皖中稻米產銷之調査』）。

無錫の採運米商は、米行特に土貨行が之を兼營するのが、總移出額の二割以上に及び、大消費市場の米業者より委託購入を

蕪湖に於ける米號規模表

號別	大	中	小
資本	五〇、〇〇〇元	一〇、〇〇〇元	五、〇〇〇元
職員人數	二〇人	一〇人	八人
營業數量	二〇〇、〇〇〇石	七〇、〇〇〇石	四〇、〇〇〇石
年經費	一〇、〇〇〇元	五、〇〇〇元	二、〇〇〇元
號用(石)		〇、二二四元	
一營號員生活	〇、〇〇七元		
擔業帆運照料	〇、〇〇五元		
當經帆運照料	〇、〇二五元		
費客息金	〇、〇〇一元		
公安商團			
商團捐(月)	二、〇〇一四・〇〇		

備考『安徽米業調査』

米客或ひは米行の委託を受けて、代つて精米する外、多く堆棧を兼ね、寄託・金融を営むのである。

蕪湖に於ける機米廠規模表

廠名	同記	商記	協豐長	泰來恒	新記	恒豐	和記
經營資本	四、〇〇〇元	銀行租辦	二、〇〇〇元	一〇三、〇〇〇元	四、〇〇〇元	二、〇〇〇元	六、〇〇〇元
馬力	五六	上海銀行	五六	四四	五〇	三六	五〇
米價	租七	租六	租七	二〇、〇〇〇元九	四、〇〇〇元六	租四	三、〇〇〇元四
設備總值							

支那に於ける米の流通機構と其の流通費用

なす採運米商が約四割の移出をする。更に直接採運米商、即ち一つは上海・南京・天津・海南等の米店或ひは米行が、代表(店員)を派して仕入れ運送するもの、一つは船戸や米販商(常熟籍)等が自分の資本で買ひ付け、各地の市況を聴取して運送するものであるが、その移出量は約三割を占めて居る。其の外、無錫の碾米廠が兼營するが、これはあまり重要ではない(『無錫米市調査』)。

碾米廠 米號に次いで主たる買手は、碾米

廠(機米廠)である。買ひ入れた米穀は、其

の手で精米の後、再び賣り出されるか、また

十二時間の精米能力	職 員 數	工 人 數	民國二十三年營業石數	精 白 賃 (石)	精 白 コ ス ト (石)	新 賃 (石)	賃 金	租 金	雜 費	毎年の經費
六〇〇石	一六人	五〇人	五、〇〇〇石	〇・一四元	〇・一〇元	二、〇〇〇元	二、〇〇〇元	二、〇〇〇元	二、〇〇〇元	二、〇〇〇元
三〇〇石	九人	五〇人	三、〇〇〇石	〇・一三元	〇・一三元	一、八〇〇元	三、〇〇〇元	三、〇〇〇元	四〇〇元	四〇〇元
六〇〇石	四〇人	一〇〇人	三、〇〇〇石	〇・一四元	〇・一四元	〇・〇九元	七二〇元	七二〇元	一、四〇〇元	一、四〇〇元
一、〇〇〇石	一六人	六〇人	二、〇〇〇石	〇・一〇元	〇・一〇元	〇・〇七元	六、〇〇〇元	三六〇元	〇・〇六元	〇・〇六元
四五〇石	一五人	四〇人	一、〇〇〇石	〇・一四元	〇・一四元	〇・一〇元	九六〇元	九四〇元	四〇〇元	七二〇元
二〇〇石	七人	三〇人	一、〇〇〇石	〇・一四元	〇・一四元	〇・一〇元	二、四〇〇元	二、四〇〇元	四〇〇元	四〇〇元
二〇〇石	八人	三〇人	一、二〇〇石	〇・一三元	〇・一三元	〇・一〇元	九〇〇元	六〇〇元	一、〇〇〇元	一、〇〇〇元
三〇〇石	八人	三〇人	一、二〇〇石	〇・一三元	〇・一三元	〇・一〇元	九〇〇元	六〇〇元	一、〇〇〇元	一、〇〇〇元

備考

以上の各米廠は、均しく堆棧を兼ねて居る。

一石の玄米につき白米八斗五升前後と、糠一斗三四升、細米一升が出来る。粉糠は家畜の飼料となり、一元に一擔。細米は多く寧波客が購入して糖醋の製造原料とする、一石約六元。

『安徽米業調査』

(例)

無錫では、戦前十三戸あつた碾米廠のうち、純粹の碾米廠は七月、米業者の經營するもの二戸、堆棧の經營するもの四戸であつた。そして市價の平穩な時には、午前玄米を購入し、午後には白米にした見本を携へて、市場に賣りに出し、市價の思はしくない際は、暫らく貯蔵して機を見て賣ると云ふ(『無錫米市調査』)。

磨坊

次ぎに米穀の加工機關として、上記碾米廠と共に、一役を演ずる磨坊は、普通廣い倉庫を有し、舊式の石臼木轆を機械に改裝して機米廠と競争し、然らざるものにあつては、自己の資本で米穀を買ひ込み、米價高を

俟つて之を磨いて賣り出してゐる。

(例) 蕪湖の磨坊は前者に屬し、南京のそれは後者に屬する。

蕪湖に於ける磨坊規模表

種別	大	中	小
資本	三〇、〇〇〇元	一六、〇〇〇元	一、五〇〇元
設備	二〇馬力	一〇馬力	人力
職工	八人	五人	三人
工員	八人	五人	三人
年營業	五、〇〇〇石	二、〇〇〇石	一、〇〇〇石
年營業	三、〇〇〇石	一、〇〇〇石	—
每年	七、〇〇〇元	五、〇〇〇元	一、〇〇〇元
代磨加工	—	〇・一二元	—
費(石)	—	—	—
百斤の	—	四・四斗	—
粗粉	—	二〇斤	—
精白	—	一・五斗	—
年營業	一〇、〇〇〇石	五、〇〇〇石	二、〇〇〇石
數量(粉)	—	—	—
堆棧	一〇、〇〇〇石	五、〇〇〇石	一、〇〇〇石
販運	二・四〇元	二・〇〇元	一・〇〇元
商團	〇・三〇	〇・三〇	〇・二五
育嬰	〇・三〇	〇・三〇	〇・二五
公安	六・五〇	五・〇〇	二・二八

支那に於ける米の流通機構と其の流通費用

附記 本來磨坊は粳の脱穀を、碾米廠は玄米の精白

を主たる業務としたが、今日では此の加工作業は多く統一せられ、兩者いづれも之を行つて居る。

茲に磨坊の機械設備への改裝を、無錫に就いてみれば、民國十六年(1927 A.D.)までは、多く牛力と木臼を使用して居たが、十七年以來漸次モーターの利用に改められ、十八年に始めて木臼は單面ゴム臼になり、二十一年にいたつて兩面のゴム臼に改裝され出したと云はれる(無錫米市調査)。

堆棧 中心市場に搬ばれた米穀は、買手の

つかぬ時、乃至はそれが商人に移つて賣却或ひは搬出されるまで、暫らく倉庫内に保管される。即ち磨坊や碾米廠の棧房か、または堆棧乃至は新式倉庫に寄託される譯である。

税			
路燈 (月)	消防 (月)	保甲 (月)	營業稅 (年)
〇・四〇	〇・五〇	〇・三〇	七〇・〇〇
〇・三五	〇・五〇	〇・三〇	五〇・〇〇
〇・三〇	〇・五〇	〇・二〇	四五・〇〇

備考 『安徽米業調査』

客貨は、鑿工を受けとる外、棧租二分乃至四分（四十日以内は受け取らず）、保險四厘乃至八厘、回審一分、晒力或ひは加篩一分、上下力八分五厘を徴する。

無錫の堆棧經營狀況表

經營者別	堆棧數
銀行經營	二
錢行經營	二
個人經營であるが、銀行を背景として運營するもの	三
米行經營	一
個人經營	一八

備考 『無錫米市調査』

(註)

堆棧は、多數の小倉(厩)に區分され、一區の構造は底面が二間に三間

京・鎮江(江蘇)・杭州・硤石(浙江)等のみならず、たとへば長江流域第一の米市場の稱ある蕪湖や、南北取引中心の上海に於いてさへ、幾分の遜色は免れなかつたものである。

堆棧の業務は、純ら「代客堆貨」即ち客に代つて貨物を保管するもので、一つは「寄存」即ち保管寄託であり、他の一つは「抵押」即ち保管貨物を抵當にとつて金融の便を圖るものである。

位、高さ一丈餘にして、内部はタタキの土間とし、壁は土坯で圍ひ、内部は丁寧に塗られ、その中にバラ積で貯へられる。屋根は瓦葺にして、屋根裏に近い三―四尺の部分は、壁がなく通風を計る様に工夫され、出入口は米穀が充満するに従ひ、板を締め込む様になつてゐる。その「棧租」は、例へば無錫では、凡そ入庫期間七日未滿は徴收せず、七日目より起租し、半ヶ月を以て計算し、米穀は一律に石八厘、以後滿十五日を以て半ヶ月、滿三十日を以て一ヶ月とし、一ヶ月の棧租は一分四

(例) 事變前、無錫の北門、運河の南岸に、米行と

向ひ合つて、二十六軒の糧米堆棧があつた。其の收容能力は、三百萬石までは之を貯蔵することが出來た。これらの堆棧は、米以外に小麥其の他雜

穀をも貯蔵するが、秋冬の候には通常百五、六十萬石乃至二百萬石前後の米穀を貯蔵した。斯くの如き大規模の倉庫設備は、南昌・九江(江西)・南

厘、一ヶ月半は一分九厘、二ヶ月は二分五厘、三ヶ月は三分五厘である。四ヶ月目からは、期限がやゝ厳しく、満七日を以て半ヶ月とし、一石につき四厘を加へ、満二十二日を以て一ヶ月とし、一石八厘を加算する（但し粗は八掛計算）。尚ほ貨物の預入・引出及び在庫中の一切の費用は、十八種に區分して、米一擔につき三分一厘五毛（晒篩櫃）から九厘五毛（駁上・倉上・買上）まで差等づけられて居る（『無錫米市調査』）。尤も棧租や使用料は、場所によつて相違し、一々記述を避ける。

堆棧の發行する「棧單」による金融に就いては、種々やり方がある様だ。例へば無錫では、銀行經營の倉庫は、自ら押款に當たるが、一般の堆棧だと、銀行が先づ堆棧に低利で貸し付け、堆棧がその資金で存戸に貸し付けて居る。併し鎮江では、堆棧は多く碾米廠内に附設せられ、そこに行員が出張して堆棧の保證によつて存戸に貸付を行つて居る。其の貸付額は、米廠（堆棧）の評價に基づき貨物の價額の七、八掛である。

附記 米業金融に關しては、書くべき事項が多いが、茲では之を割愛する。参考文献として、私は社會經濟調査所の『無錫米市調査』第八章金融を示しておかう。

なほ堆棧は、多く脱穀機・精米機を備へて、客に代つて脱穀・精米を営むのである。

斛手 米糧の受け渡しや入出庫に際しては、必ず斛手（斛工）によつて過斛される。此の斛手の資格は、多く世襲化し、彼らの間に結束も堅く、米行や堆棧に個人的に従屬するものもあるが、多く「斛行」なるものがある。一つの社會的勢力を爲して居る。斛手は、米穀を斛ることによつて賃銀を得るが、其の斛量を加減すれば賣買双方に影響を及ぼすところが大きい爲、斛酒其の他の津貼がはいる。また斛り終つて斛の中に餘れば、斛手

の所得になる(例、江西省農藝部農業經濟組『江西米』)。過量の速度は、斛手の技術と精力によつて相違するが、十二時間に若い者は二百石、普通は百四十石、老弱者だと百石に達しないと云ふ。

(例) 鎮江米市の斛手は、二百餘人居り、工頭(斛行老闆)が四人で以てこれらを宰領し、各碼頭に於ける斛量の仕事を、五日目に一廻りする具合に行はれて居る。これら斛手は、世襲的なもので、斛り賃は一石につき三分(二分五厘は賣手、五厘は買手賃)であるが、それは全部工頭に交付されて後、一石につき領帶費五厘をはねて、残りを仕事した者に均分す(『鎮江米市調査』)。

南京米市の斛行は、下關に四十七戸、水漢西門に二十戸、中華門に六十一戸、通濟門に十五戸あり、いづれも父子相傳の職業にして、各處とも夫々斛行工會を組織してゐる。斛手は、米船の着順に、工會より順に派遣される。斛り賃は、規定では米一擔につき三分であるが、實際は四分(折半)をとるし、また額外の津貼を要求するものもある(『南京糧食調査』)。

無錫米市には、「脚班」として特權をもつ世襲の斛手と、自由に雇傭される斛手とが居る。前者は、米船より他の船に轉載する場合、及び西門一帯の堆棧に入庫する場合、之を斛量する獨占權がある。後者は、米行や堆棧内で使ふ斛手である(『無錫米市調査』)。

蕪湖の米市では、斛手の頭目が米行の通知を受けると、斛手を船に派遣して過斛するのであつて、當地の習慣では、斛力(斛手が十八文(百文が三割)、斛酒(酒錢)が一分五厘、首包香烟錢が一船米につき一千三百文である。其の外、斛手は常に賣買双方より額外の津貼(斛空)を要求する。普通一石當り三分位と稱せられる。また斛手が過斛し終はると、常に米船から米糧を強要するのであつて、其の割合は百石の米について五、六升と云ふ(『蕪湖米市調査』)。

(註) 斛手が一人前になるには、少なくとも三年から五年は、修業せねばならぬ。熟練者になると、百石の米を反覆して斛つてもカツキリ百石にする腕前を持つて居るし、また人目にのぼらずに一石の中から三、四升を上下させることは、容易なことである。自由自在に米を寝かせたり、起こしたりする。

把船工 尙ほ米船よりの揚却し、穀米の麻袋への詰込み、袋締め、運搬等をなす工人が、米市に居る。凡そ米穀が船艙から揚げられて、斛ではかるまでの仕事は把船工が行ふ。其の場合、二斗五升入りの「小巴斗」で、米穀を船内から取り出し、別の把船工に渡して斛の中へ注入する。其の仕事は、鎮江米市では獨占性をもち、把船工で無い者は、参加するを得ない。

(例) 鎮江には、百餘人の把船工が居て、四人の工頭に宰領されて居る。把船工は、其の仕事の報酬として、一石につき一分二厘をとる外、各船の仕事が終る前に、船客から二斗五升位の米を買ふ。把船工の賃銀は、工頭から一石につき三厘はねられて後、仕事をした者に均分される。一切の仕事は、工頭が順番に分ける。

絞包工 米穀を麻袋(四斗入)に詰めて後、鐵針を用ゐ麻繩で口を縫ふのは、絞包工がする。鎮江米市には、此の工人が二百餘人、いづれも工頭が宰領してゐる。其の作業能率は大體一時間に五十包の口縫ひが出来る。

(例) 鎮江に於ける絞包工の工賃は、一包につき二分、それに酒資が二十文(買方負擔)、工頭はそこから一包につき五厘の上前をはね、残りは仕事をした者に均分される。また蕪湖に於ける絞包工は、大概米號に附屬し、夫々一人の絞包工頭(老大哥)が居て、七、八人から十五、六人を統屬し、これが米號の絞包の仕事に包工し、その工賃は一包につき七十二文(絞包五十二文、絞包貼米二十文)、現在は一分三厘に改められたが、實際は一分六、七厘から二分である。これらの工賃は、工會費に二文及び工頭が二文上前をはねて後、その日働いた工人達に均分される。絞包工も亦、ひそかに米穀を盗む。其の遣り方は、「提花籃」とて、口縫ひに際し麻袋の口を斜めにして米を滾すと別の工人が種子(もゝひき)の腰を開いて、之を受けるものである。また「放血」とて、袋の口を傾け、注入される米を袋の外に滾す。この滾れ米を年少の子女に掃き集めさせ、後で之を分け取るのである。また蕪湖では、米船から一船につき米二斗位強請する。

抗包工 カンバウケン 抗包工は、所謂碼頭工人にして、米袋又は畚を擔いで搬ぶ勞働者である。蕪湖や鎮江の米市には、工頭（碼頭老闆）數十人が千餘の抗包工を率ゐて、夫々繩張を有して居る。其の賃銀は、各米市で相違すると共に、運搬の距離にも依る。

〔例〕 蕪湖では、米船から堆棧まで、一包につき五分五厘、鎮江では船から碼頭附近まで一石につき三分六厘である。尙ほ彼らは作業中、米を盗む。即ち小さい竹杵または先の尖つた筒を、米袋に刺し込んで、米を積子の腰から流し込み、其の中にかくすのである（「提花籃」テイホアラシ）。

碼頭夫 マトウフ 此の外、蕪湖の米市では、碼頭夫（碼頭散工_{マトウサン}）が居て、斛手や抗包工の下働きをし、出艚・倒斛・上肩・下包・堆置等の仕事をやる。

〔註〕 其の工賃は、仕事の種類によつて異なるが、出艚・倒斛・上肩等だと、大體一石につき一分であり、其の外「洗浴費」シーユフエイ一人當り五百文乃至一千文を受ける。また下包・堆置だと、一日四、五角である。

大消費市場の米業

經紀・米行・米店 更に米穀は、採運米商によつて上海・杭州・廣東・汕頭・天津等の大消費市場に移出される。採運米商は先づ到着すると、經售人の紹介で米行を通じて米穀批發商に賣られ、米は暫らく倉庫に納められる。斯くてそれは、小出しに米行を通じて米店に渡り、そこで一般消費者に届くのである。

〔例〕 採運米商（米客）が上海に着くと、經售人（米掬客_{チンクレン}）が其の兜售_{ヒミツはんばい}を引き受けて、米行を紹介し、三者の間で價格の接衝が行はれる。そして米行は、米客との間に受け渡しを済むと、今度は其の兜售を相當し、それを批發米商・囤積商・米店等に賣

り、始めて現金を交付する。尤も賣り渡した相手が米店だと、米行は支拂期限を定めて掛賣りするから、米行の米客への支拂ひは、兎角く資金の不足より（米行の資本金は普通一、二萬元）分割拂ひとなる。その爲、經售人は米客に對し代金の立替を行ふのである。

米店は米の小賣店であるが、事業者は少なく、普通麥・麵粉・豆・雜糧等の販賣を兼營し、また醬・油・臘燭・錫箔其の他日用雜貨の販賣を兼ねてゐる。其の資本金は、多いものでも五千元と云はれる（上海商業儲蓄銀行調查部『商品調查叢刊第一編米』「上海之米及米業」民國二十年八月）。

二 米の流用費用

支那に於ける主要產米地區の米穀が、生産者から消費者にわたる迄には、前項に示した如き幾多商人・船戶・轉坊・碾米廠・堆棧等々の手を經由し、彼ら一聯の中間經由者が、上述の如く濃厚に前時代の遺制をとめて居る爲に、其の米穀の商品化の過程に於いて、農民は最低價格を以て手離したものの、其の商品は極めて高い價格となつて、市場に現はれて來るのである。

左に社會經濟調査所の調査にかゝる安徽の舒城・合肥米が、上海の消費者に達するまでの諸掛かり調べを基礎として、更に各種資料を検査した一覽表を掲げ、其の事實を明瞭にしておく。因みに舒城・合肥米は、安徽省でも產米の豊富な、また移出米として識られるものである。

安徽の舒城・合肥米が上海の消費者にいたるまでの一石當り諸掛かり表

一 鄉村より三河鎮を経て蕪湖に至るまでの諸掛かり表

支那に於ける米の流通機構と其の流通費用

名 稱		諸 掛	説 明
1	郷村の小米販の利益	元 〇・六〇〇〇	農家より米穀を集め、土車・畜力・小舟等に依つて運び、市鎮(中梅河・小河口・双河鎮等)の米販商に賣つて得る利益
2	運賃(粳一擔)	〇・一五〇〇	市鎮より城鎮(三河鎮)までの運賃
3	雜 捐	〇・〇一〇〇	米捐・學捐・廟捐・保安捐・營業捐等
4	市鎮の米販商の利益	〇・二〇〇〇	郷村の小米販又は農家より買ひ集め、三河鎮の糶坊に賣つて得る利益
5	糶 費	〇・一五〇〇	粳を脱穀して糙米とする費用
6	行 佣	〇・一二〇〇	三河鎮の米行が糶坊の爲に代賣することによつて得る手数料
7	斛手・小工費	〇・〇五〇〇	斛り賃及び運搬賃
8	糶坊の利益	〇・二五〇〇	糶坊の販賣利益
9	運 賃	〇・三四〇〇	三河鎮より蕪湖に至る船運賃(三角八分元とも云ふ)—— はらづみ 溝船にて運ぶ
	雜 費	〇・〇〇五〇	人力に依る曳船(拉溜) 庫を開く(開倉)・香を焼いて神を祭る(伏神)・灘から船を引き下ろす(施灘)・荷物の積み換へ(起駁)の諸費用及び酒手(酒資)等
	船戸の盜偷	〇・一五〇〇	百石につき三石の損失とし、一石の價を五元として計算
	額外の消耗	〇・一七五〇	貨物を託運託賣した場合に生ずる帆運米商の蒙る損失(斛の容量の相違及び米行の短報による)
10	行 仲	〇・一八五〇	蕪湖の米行が帆運米商の爲、代賣することによつて得る手数料(一角四分五厘とも云ふ)
11	行同人照料費	〇・〇四〇〇	帆運米商が周旋をした米行の夥友に與へる報酬
12	開 倉 費	〇・〇一五〇	帆運米商が買方の代表たる米號に與へる手数料(なほ米客の實得「九九七」―現金支拂の場合米號が三%引く) 米倉を開ける手数料(船戸の所得となる)

	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25				
計	首包香烟錢	斛力	斛酒	斛空	抗包	回籐	河僮	香煙攤	討米帮	其の他消耗	棧租	棧房同人籌力	棧險	晒力	押款利息	雜捐	帆運米商の利益
三・二九五二	〇・〇〇二〇	〇・〇〇六〇	〇・〇一五〇	〇・〇三〇〇	〇・〇三六〇	〇・〇一五〇	〇・〇〇一四	〇・〇〇〇八	〇・〇〇四〇	〇・〇〇四〇	〇・〇六〇〇	〇・〇一〇〇	〇・〇〇五〇	〇・〇〇三〇	〇・〇三六〇	〇・〇四七〇	〇・四〇〇〇
	一船米につき一千三百文(斛手の收得となる)。こゝでは一船米二百石として計算 斛手の斛り賃(一石につき十八文)	斛手への酒手	賣買双方が斛手に贈る額外の手當	船中より倉庫まで運ぶ人夫賃其の他(抗包正力一分、上棧貼力百三十五文、香烟酒錢五文)	かすとり人夫賃(一石につき一分二厘四毫とも云ふ)	水地保が手に梶子を持つて見廻はり、米船から六、七升の米を要求する。毎船二百五十石、一船五石として計算	船戸・水手に香煙を出して船から三升乃至五升を要求す	碼頭の游民が替をつくり、勢力範圍内についた船から一斗乃至三斗の米を要求す 乞食・運搬夫等が船から約一斗を要求す	一石につき月二分。一季を以て計算する	倉庫従事員手當	保險(一石につき石四厘とも云ふ)	日に晒す手數料(一回につき石二分、晒失一擔につき三斤と云ふ)	抵當借款に對する利子月一分二厘、一石當りの押款三元として計算	警捐(二分)、教育付捐(二分二釐)、自治捐(三釐)、慈善捐(二釐)等	蕪湖に於いて販賣して得る利益		

備考 もし麻袋に詰めるときは、麻袋四角三分、其の口を絞める麻皮六厘、絞包工一分六、七厘、合計四角五分二、三厘を要す。

支那に於ける米の流通機構と其の流通費用

支那に於ける米の流通機構と其の流通費用

第一卷 一二〇 第一號 一二〇

二 蕪湖より無錫に至るまでの諸掛かり表

名 稱	諸 掛	説 明
1 斛力(駁下)	〇・〇三〇〇元	蕪湖の堆棧から米を出す場合、堆棧の斛手に支拂ふ賃銀及び雜費(二分)・酒資(一分二分)
2 出棧貼力	〇・〇四〇〇	倉庫より帆船まで運ぶ碼頭工人の賃銀
3 印花稅	〇・〇〇三三	移出の際「報關單」に貼付(三千包につき一元)
4 行 賃	〇・〇六二四	船行の船戸紹介による手数料、運賃の一割三分
5 運 賃	〇・四八〇〇	蕪湖より無錫までの帆船運賃
6 船戸の盜偷	〇・二四〇〇	百石につき三石の損失とし、一石の價を八元として計算
7 經手の紹介料	〇・〇二〇〇	販運米商を無錫の米行に紹介する者の紹介料
8 行 賃	〇・二〇〇〇	賣買双方が米行に支拂ふ手数料(各一角)
9 暗 扣	〇・一〇〇〇	賣買双方の米行の手に乗つてとられる利削
10 試 樣	〇・二二八〇	米行が賣手に支拂ふ代金を「九八四扣」で交付(一石八元として計算)
11 坐門皮箱津貼	〇・〇一〇〇	米行が見本として二回に亘つてぬき出す米三升、一船米百六十石とし、一石八元として計算(賣手の損失)
12 流動皮箱津貼	〇・〇一〇〇	米石を幫けて賣買の斡旋をなす者への手當(各五分)
13 開 票 費	〇・〇二八〇	賣買双方に相場の狀況を報告し、取引を紹介する者への手當(各五分)
14 斛手への額外津貼	〇・〇三〇〇	米行の斛手の斛り賃・運搬人夫賃・米業公會積餘捐等(買手負擔)
15 販運米商の利益	〇・三〇〇〇	賣買双方が斛手に贈る「斛空」
16 買 上 費	〇・〇〇九五	販賣利益(通常の場合)
17 買 上 費	〇・〇〇九五	米船から碾米廠の堆棧に荷上運搬する諸費用(起運小工五厘七毫、小工工會基金五毫、堆棧小工三厘三毫)

	18	17	16	15	14	13
計	了折各費	棧租	虧耗(搗減り)	碾費	搬上機	雙翻費
一・八七三九	〇・〇〇四八	〇・〇三三〇	〇・〇四〇〇	〇・〇八〇〇	〇・〇〇四九	〇・〇〇七〇
	買上の後扱や碎米を篩ひ分ける費用 貯蔵米の黴や熱の發生を防ぐために、米を晒場に移し、再び倉入れする爲の費用 玄米を碾米機まで搬ぶ人夫賃 精白費一石につき一角二分、糠・小碎米が米販に四分で引きとられるから、實際費用は八分 每石の搗減り五合、一石八元として計算 堆棧保管期限三ヶ月として計算 米の倉出後の蘆蓆の損傷、庫内の清掃費					

三 無錫より上海の消費者に至るまでの諸掛かり表

名 稱	1	2	3	4	5	6
諸 掛	卸 下 力 費	行 賃	運 賃	船 戸 の 扣 除	船 戸 の 盜 偷	經 紀 人 の 佣 金
説 明	無錫の堆棧より米船に搬ぶ人夫賃並びにその際行ふ斛り賃	船行の船戸紹介による手数料	無錫より上海までの帆船運賃(二角二分五厘とも云ふ)	船戸が責任輸送引受の場合の扣除額一石當り一升五合、一石八元として計算	船戸につき一石五斗の損失とし、一石八元として計算	經紀人の兜賣手数料(賣手負擔)
	〇・〇一二〇	〇・二二〇〇	〇・二二〇〇	〇・一二〇〇	〇・一二〇〇	〇・〇五〇〇
						〇・一〇〇〇
						〇・〇三〇〇
						〇・〇三〇〇
						〇・〇三〇〇
						賣買双方が斛手に與へる額外の手當(斛空)

支那に於ける米の流通機構と其の流通費用

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	
米店の利益	送力	搬費	下力	麻袋の損耗	斛手津貼	行 用	批發米商の利益	斛酒	斛費	折包	出棧	保 險	棧 租	上 力	縫 包 工	麻袋の損耗	探運米商の利益	碼頭 頭 捐	碼頭 頭 錢
〇・六〇〇〇	〇・〇三〇〇	〇・一〇〇〇	〇・〇二〇〇	〇・〇三〇〇	〇・〇三〇〇	〇・一六〇〇	〇・三〇〇〇	〇・〇二〇〇	〇・〇一〇〇	〇・〇一〇〇	〇・二〇〇〇	〇・〇〇二〇	〇・〇二〇〇	〇・〇二五〇	〇・〇一〇〇	〇・一〇〇〇	〇・三〇〇〇	〇・〇〇五〇	〇・〇三〇〇
米店の小賣利益	消者費が米店の配達人に與へる酒手	棧房より米店まで米を運ぶ土車(積載量四石)の費用一千二百文、一石當り三百文	倉出し人夫賃	米店所有の麻袋に入れ換へる、其の使用麻袋の減價見積り	米店が斛手に與へる手當	買手たる米店が米行に支拂ふ手数料及び斛量費、規定では一石につき二角、但し實際は八割計算	卸賣商の販賣利益	斛手への酒手	斛手の斛り賃	斛袋の口を開けて斛量の準備をする人夫賃	買手がついて卸賣商が棧房から運び出す人夫賃	一石につき月二厘	一石につき月二分、倉庫保管一ヶ月として計算	米船より棧房までの運搬賃	麻袋麻の口を縫ふ人夫賃	買手(批發商・囤積商)が麻袋を買ひ入れて米を詰め、再び賣出す場合の米袋損耗見積	販賣利益(通常の場合)	碼頭の水地保・流氓が一船につき一、二元を要求す。ここでは一元として計算	名目は碼頭の修理費

計	二・六八四〇
以上總計	七・八五三一

備考

無錫の米商が販運商に賣り渡す場合には、賣買双方が再び上記の如き「行佣」・「行佣」・「暗佣」・「皮箱」・「開票」・「斛力」等の諸費用（合計四角前後）を負担せねばならぬ。茲では、米商が自ら販運商を兼ね、買ひ集めた米を自ら上海に運んで、轉賣する場合を例にとる。

本表は、林熙春「糧食問題嚴重化中米糧成本加重過程之研究」所引の表を基礎とし、更に『蕪湖米市調査』、『皖中稻米產銷之調査』、孫曉村「江西安徽江蘇三省米穀運銷之研究」、『國際貿易導報』第八卷第六號（民國二十五年六月）及び『蕪湖米業之調査與救濟』、『中國建設』第十一卷第四期（民國二十四年四月）によつて加筆・補正す。

以上述べ來たつた諸事情から觀察するに、米が安徽省内の生産者の手を離れ、三河鎮を経て蕪湖に運ばれ販賣されるまでの間に起きる諸手續は、二十數回ののぼり、米一石についての諸掛かりは、三元二角九分五厘に達する。次に蕪湖から無錫に運ばれ販賣されるまでの間に於ける諸手續は、十數回、一石につき一元八角七分四厘の諸掛かりが見うけられる。更に無錫から上海に運び出され消費者の手に渡るまでには、二十數回の手續がとられ一石につき二元六角八分四厘の諸掛かりが支拂はれる。以上を總計すれば、安徽省の米が蕪湖及び無錫の二市場を経て、上海の消費者の手に渡るまでには、六十數回の手續を経、其の諸費用は合計七元八角五分三厘餘に達する。今これらの諸掛かりを、九種の費目に分かつて、夫々の占める割合を見るに、左表に示すが如く總諸掛かり中、販賣利益が最も大きく三七・六%を占め、次いで仲介手数料及び運賃が相前後して一六・九%及び一六・八%であり、更に人夫賃及び斛力賃と慣行による陋規の一〇・五%と九・八%で、倉敷料・保険料・加工費・税捐其の他雜費の占める割合は、遙かに小さいのである。

支那に於ける米の流通機構と其の流通費用

第一卷 一二四 第一號 一二四

安徽舒城・合肥米が上海の消費者にいたるまでの諸掛かり分析表

費目	郷村より蕪湖にいたる		蕪湖より無錫にいたる		無錫より上海消費者に移るまで		生産者の手を離れてから消費者に移るまで	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
運賃	〇・四九五〇	一五・〇二	〇・四八〇〇	二五・六一	〇・三四〇〇	一二・六七	一・三一五〇	一六・七五
人夫賃及び 斛り賃	〇・一五二〇	四・六一	〇・一四二四	七・六〇	〇・五二七〇	一九・六三	〇・八二一四	一〇・四六
倉敷料及び 保險料	〇・〇六五〇	一・九七	〇・〇三五〇	一・八七	〇・〇二二〇	〇・八二	〇・一二二〇	一・五五
加工費	〇・一五〇〇	四・五六	〇・一二〇〇	六・四〇	—	—	〇・二七〇〇	三・四四
税捐	〇・〇五七〇	一・七三	〇・〇〇三三	〇・一八	〇・〇三〇〇	一一・二	〇・〇九〇三	一一・一五
中手手数料	〇・四八五〇	一四・七二	〇・五三一九	二八・三八	〇・三二〇〇	一一・五五	一・三二六九	一六・九〇
販賣利益	一・四五〇〇	四四・〇〇	〇・三〇〇〇	一六・〇一	一・二〇〇〇	四四・七一	二・九五〇〇	三七・五六
慣行による 陋規	〇・四〇二二	一二・二一	〇・二四〇〇	一二・八一	〇・一二五〇	四・六六	〇・七六七二	九・七七
雜費	〇・〇三九〇	一・一八	〇・〇二二三	一・一四	〇・一三〇〇	四・八四	〇・一九〇三	二・四二
合計	三・二九五二	一〇〇・〇〇	一・八七三九	一〇〇・〇〇	二・六八四〇	一〇〇・〇〇	七・八五三一	一〇〇・〇〇

備考

仲介手数料中には、暗佣・行佣を含めた。

人夫賃及び斛り賃中には、縫包工・折包及び斛空を含めた。

加工費中には、虧耗(搗減り)を含めた。

慣行による陋規としては、船戸の盗偷・額外の消耗・行同人照料費・開船費・首包香煙錢・其の他消耗・棧房同人

籌力・河僮・香煙攤・討米幫の強請・碼頭錢を算へた。

雜費としては、晒力・利息・節費・雙翻費・丁折各費・麻袋の損傷を算へた。

尙ほ上表に於いて、蕪湖の販賣利益が四四・〇%にのぼるのは、小米販・米販商・躉坊・帆運米商等各種商人

の手を経るが爲であり、上海に於ける事情（四四・七％）もこれと同様採運米商・批發米商・米店の利益が數へられるからである。また蕪湖より無錫にいたるまでの過程に於いて、仲介手数料の高い（二八・四％）のは、船行・經手・米行・捐皮箱の手を経るからである。

由是觀之、生産者と消費者との距離の増大に伴つて生ずべき運賃・保険料の割合が、尙ほ未だ極めて少なく（一八・三％）、中間商人の收取が甚だ頻繁にして大きく（五四・五％）、且つ慣行による陋規が總諸掛かりの九・八％にのぼることは、支那に於ける交通機關の未發達・商業組織の落後性を物語るものである。

更に舒城・合肥の農民が、假りに小米販に粳一石二元で賣り渡したとして、それが上海の消費者に移る場合の白米價格を算定すれば、左の如くなる（因みに白米一石を得るに、粳二・一二八石を要するとして計算す）。

安徽舒城・合肥米の上海着米價の分析表

種別	郷村より蕪湖にいたる		蕪湖より無錫にいたる		無錫より上海消費者にいたる		生産者より消費者にいたる	
	金額	市價に對する百分比	金額	市價に對する百分比	金額	市價に對する百分比	金額	市價に對する百分比
販賣諸掛	元 三・二九五	四三・六四	元 一・八七四	一九・八八	元 二・六八四	二二・一七	元 七・八五三	六四・八五
假定原價	四・二五六	五六・三六	七・五五一	八〇・一二	九・四二五	七七・八三	四・二五六	三五・一五
市場價格	七・五五一	一〇〇・〇〇	九・四二五	一〇〇・〇〇	一二・一〇九	一〇〇・〇〇	一二・一〇九	一〇〇・〇〇

同じく上海市場小賣價格中に占める各種費用割合表

原 價	運 賃	人夫賃及 び斜り賃	倉敷料及 び保険料	加 工 費	税 捐	中 數 介 料	販賣利益	慣習によ る陋規	雜 費
三五・一五%	一〇・八六%	六・七八%	一・〇一%	二・二三%	〇・七四%	一〇・九七%	二四・三六%	六・三三%	一・五七%

右に示した二つの表に就いては、更に説明を加へる必要はなからう。唯だ茲に一言したきは、もとより安徽米の移出が、必ず蕪湖・無錫の兩市場を経ねばならぬものとは、限つて居ない。時には、僅かに蕪湖を経たのみで上海或ひは沿海の各都市に運ばれるものもあり、又時には蕪湖を経ないで無錫・上海・杭州等の各地に運ばれるものもある。併し其の如何を問はず、上海で消費される安徽米は、大抵蕪湖或ひは無錫の一中心市場を経るもので、それを経て始めて上海に到達するのである。而して茲に掲げた如き蕪湖・無錫の二大米市を経由して上海に轉運されるものも亦、多いのである。尙ほ上海は、舊に國內産米の一大消費市場であるばかりでなく、同時に最大の米穀集散市場でもあり、安徽米の到着後は、當然其の一部分は、他の都市に轉運せられ、それが直接消費者に達するまでには、又いくつかの手續・階段を経るのであり、従つて原價に添加される諸掛かりが、如何程の高さにのぼるかは、推して知るべきである。

斯く見來たれば、支那に於ける糧食運銷過程に於いて、前時代の遺制をとゞめる無數の中間經由者によつて、著しく原價が高められ、それが爲、農民の手取額を少なからしめ、以て農業生産特に糧食生産の増進を障碍しつゝあるかも、想像に難くないのである。